



基安化発第 0613001 号
平成 17 年 6 月 13 日

せんい強化セメント板協会会長 } 殿
日本建築外装材協会会長 }

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

石綿を含有する建材の在庫品の販売の自粛について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素よりご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿を含有する建材については、平成 15 年 11 月 19 日付け基発第 1119005 号「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」により、改正政令の施行日である平成 16 年 10 月 1 日までに在庫品を残さないように要請していたところです。

施行日前に製造され、又は輸入された製品については、施行日以降も譲渡、提供ができないこととされていますが、石綿の有する有害性、石綿を含有する建材の製造等が禁止された趣旨に鑑みると、施行日以前に製造された石綿を含有する建材についても、譲渡、提供しないようするすることが望まれるところです。

つきましては、これが趣旨をご理解のうえ、在庫品について下記のとおり取り扱われ、その旨貴協会会員に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、建材の販売先に対しても、本取扱いについて必要な周知を図られるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 在庫品の販売は、補修に使用されるものに限ること。
- 2 補修に使用されるものの販売については、平成 18 年 3 月 31 日をもって終了すること。